

八峰町

公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定

令和3年6月改訂

目次

はじめに

- 1 計画策定の背景・目的 1
- 2 計画の位置付け 2

第1章 町の概要

- 1 町の概要 3
- 2 人口動向 4
- 3 財政状況 7

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

- 1 対象施設 10
- 2 公共建築物 11
- 3 インフラ施設 21
- 4 将来における更新費用の推計 23
- 5 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み 26

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- 1 計画期間 29
- 2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 29
- 3 現状や課題に関する基本認識 29
- 4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 30

第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

- 1 学校教育系施設 34
- 2 生涯学習系施設 34
- 3 産業系施設 35
- 4 福祉系施設 36
- 5 行政系施設 36
- 6 公営住宅 37
- 7 都市基盤施設 37
- 8 その他の施設等 38
- 9 道路 38
- 10 橋りょう 38
- 11 上水道 39
- 12 下水道 39

はじめに

1. 計画策定の背景・目的

地方公共団体において厳しい財政状況が続く中、現在、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。また、今後は人口減少と少子高齢化等による公共施設等の利用需要の変化が予想されることから、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視野に立って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要です。

当町においては、昭和50年代から公共施設等への集中的な投資を行ってきたことから、今後これらの公共施設等が一斉に更新の時期を迎えます。人口減少社会への対応、さらには普通交付税の段階的縮小等に伴う厳しい財政状況等を踏まえると、今後、総じて老朽化が進み、大規模な修繕や更新が見込まれる多数の公共施設等をこのままの状態で維持していくことは困難であります。

また、人口の急激な減少と少子高齢化等による公共施設等の利用需要の変化も予想されることから、公共施設等の適正配置の取組と計画的な保全の推進が避けられない状況となっています。

このような中、平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化計画」における地方公共団体の「インフラ長寿命化基本計画（行動計画）」に位置づけられる計画として、平成26年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等の老朽化の状況や、今後の人口や財政状況等の見直しについて把握・分析を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を定めることを目的として、「八峰町公共施設等総合管理計画」（平成28年3月）を策定しました。

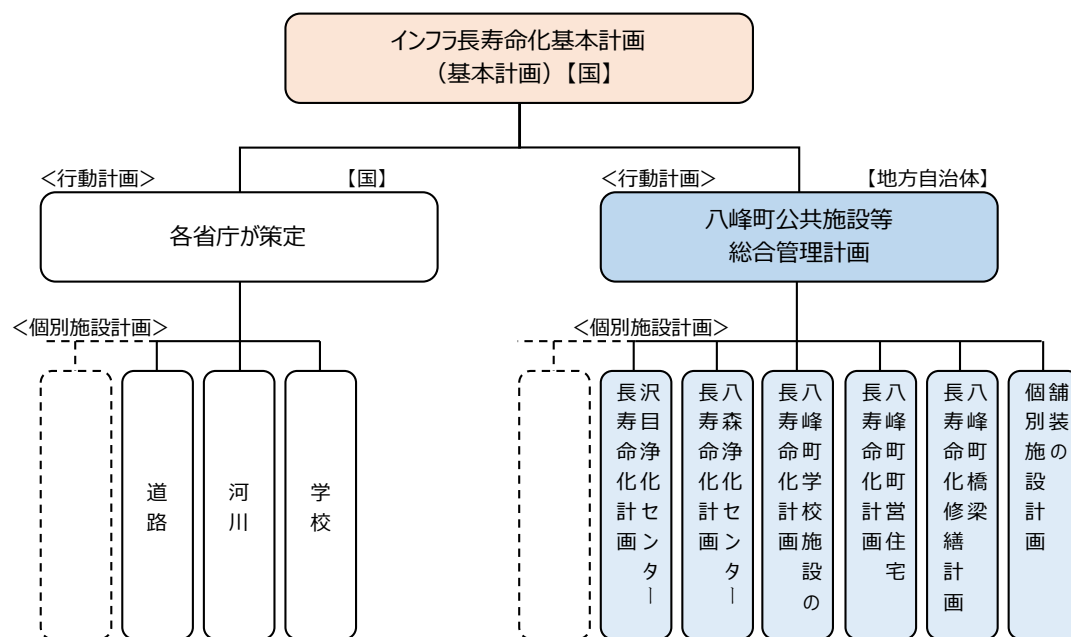
今後は、策定された公共施設等総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、不断の見直しを実施し、充実させていくことが重要であることから、総務省より、平成30年2月27日に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」、令和3年1月26日に「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」が示されました。これらに記載された総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等を踏まえて、「八峰町公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という）」を改訂しました。

2. 計画の位置付け

平成25年11月、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として「インフラ長寿命化基本計画」が決定されました。

「インフラ長寿命化基本計画」では、地方公共団体はインフラを管理・所管するものとして、その維持管理・更新等を着実に推進するため、中長期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定することとされています。

本計画は、この「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に位置付けられる計画で、本計画の目標達成に向けては、図のようにそれぞれ個別の施設計画を実施することにより進めていきます。



第1章 町の概要

1. 町の概要

平成18年（2006年）、八森町と峰浜村が合併して誕生した八峰町は、秋田県北西部に位置し、東は県内唯一、白神自然遺産「白神山地」の登録地を有する藤里町、南は能代市、西は日本海、北は青森県に接しています。

東西が約19km、南北が約24kmで、面積は234.14km²になります。面積の80%近くが森林で占められています。農地は10%程度で、その多くが峰浜地区にあります。



町の広大な森林は白神山地の一部で、秋田白神県立自然公園に指定されているエリアもあります。また、起伏に富んだ八森地区の海岸も八森岩館県立自然公園に指定されています。このように2つの県立自然公園を有する自然豊かなところが八峰町の特徴ともいえます。

交通は、JR 五能線と国道101号が日本海沿いに並行し、南北を縦断しています。ともに近隣の市町村を結ぶ重要な路線となっています。

気候は、四季の移り変わりが明瞭で、年間の平均気温は10℃前後です。冬は、低温で日本海側特有の北西の強い季節風が吹き、積雪は平野部で10～50cm、山間部では100cm以上になります。

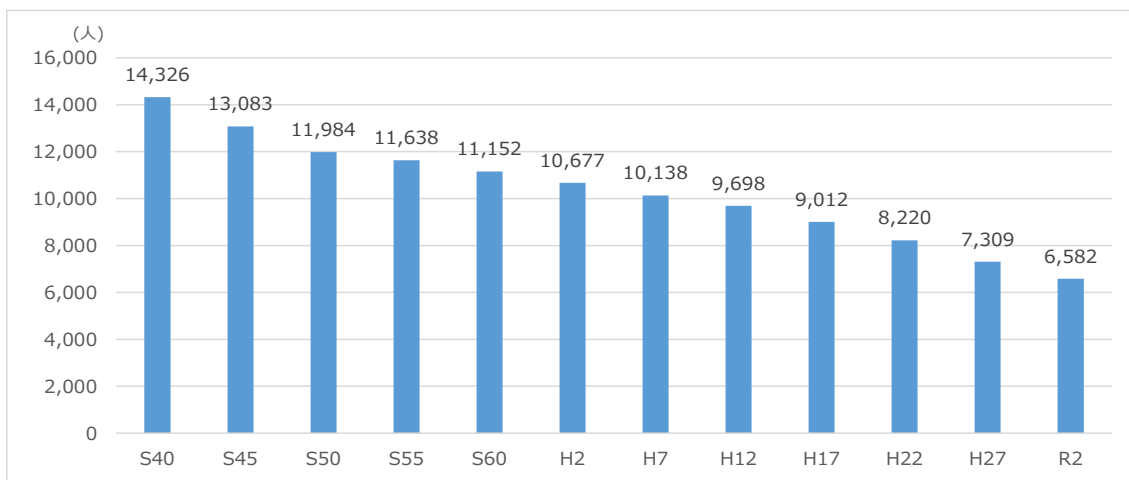
2. 人口動向

(1) 人口の推移

当町の人口は、昭和40年（1965年）の約14,326人から、令和2年（2020年）には6,582人へと減少しています。

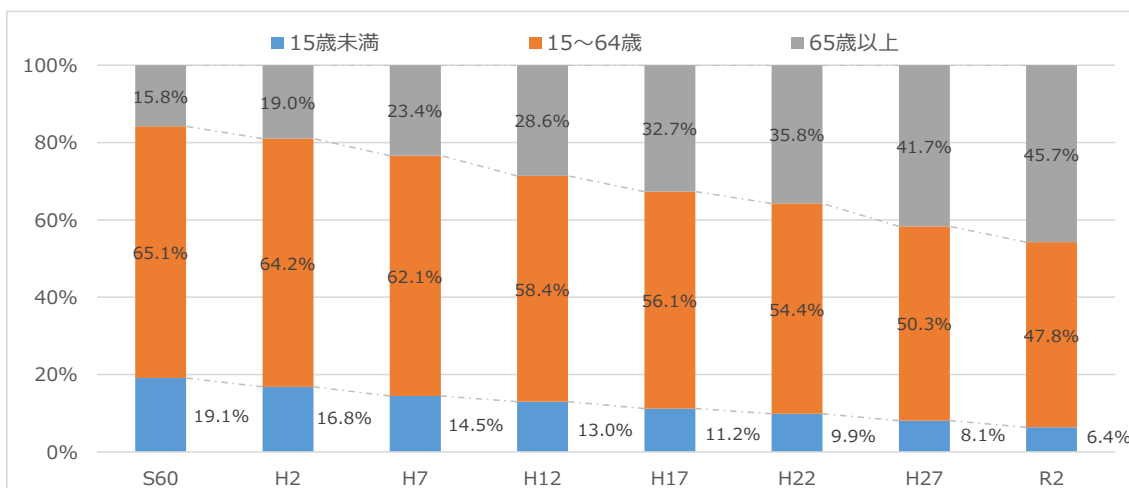
年齢区分ごとにみると、65歳以上の人口の総人口に占める割合が増加しており、令和2年（2020年）では45.7%となっています。

■ 人口推移



(出典) 「国勢調査」(昭和40年から令和2年)

■ 年齢区分ごとの割合推移



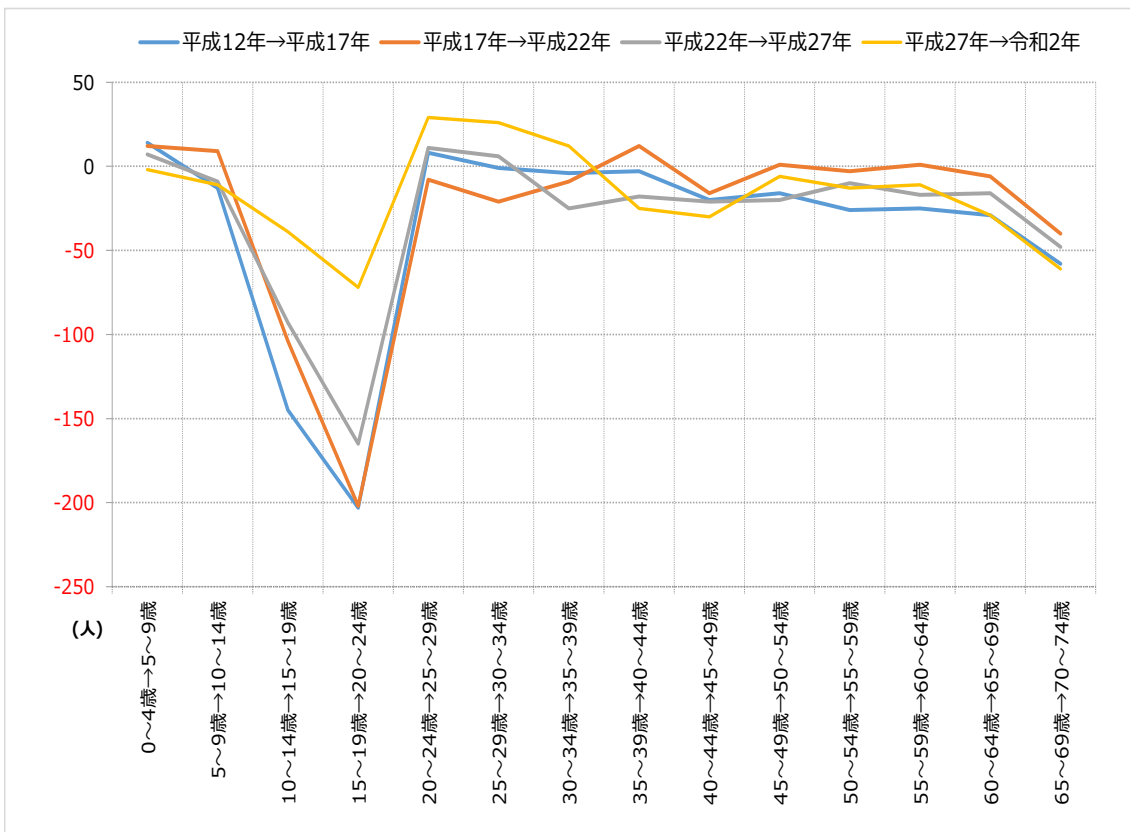
(出典) 「国勢調査」(昭和60年から平成27年)、「住民基本台帳」(令和2年)

年代ごとの社会移動の傾向をみるために、国勢調査を用いて年齢階層別人口移動の分析を行いました。年齢階層別人口移動の分析とは、5年前の5歳下の人口を差し引くことによって、その5年間に何歳世代の人口がどの程度増減したかをみる手法です。70歳未満では自然減（死亡）は人口比でさほど多くないため、事実上社会移動を表していると言えます。

年齢階層別人口移動の分析をみると、どの期間の移動数を見ても、「10～14歳→15～19歳」、「15～19歳→20～24歳」の年齢層で大幅な転出超過となっています。これは、大学等への進学や、高校や大学卒業後の就職による転出の影響によるものと考えられます。

平成22年（2010年）→平成27年（2015年）、平成27年（2015年）→令和2年（2020年）の期間をみると、「20～24歳→25～29歳」と「25～29歳→30～34歳」で転入超過となっており、就職や結婚を契機として地元に戻ってきていることと定住移住施策を推進していることが影響していると考えられます。

■年齢階層別人口移動の分析



(出典) 「国勢調査」(平成12年から令和2年)、「住民基本台帳」(令和2年)

(注) 令和2年の年齢階層別人口は、国勢調査人口に住民基本台帳における年齢階層別人口割合を乗じて算出しています。

(2) 将来の人口推計

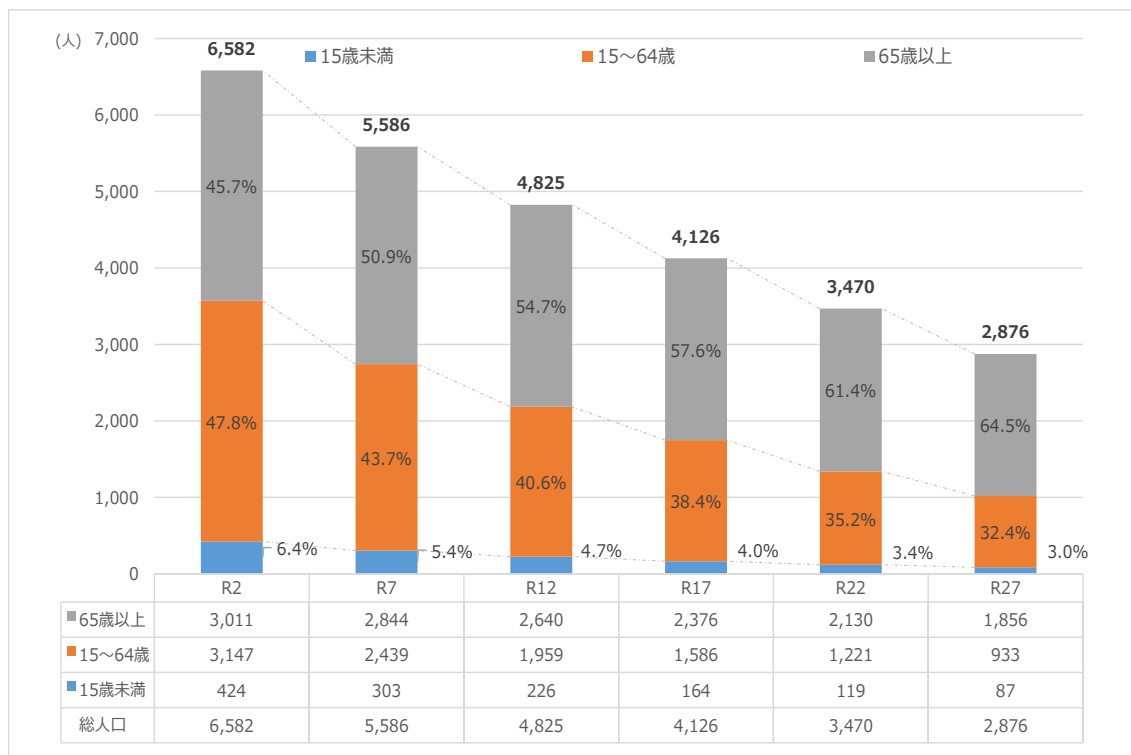
国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した将来推計を行ったところ、令和27年（2045年）の人口は2,876人となると推計しています。年率換算になおすと、毎年約2.3%ずつ人口が減少することになります。

年齢構成別にみると、65歳以上の人口が総人口に占める割合は、令和2年（2020年）では45.7%を占めていますが、令和27年（2045年）には64.5%となり、当町の総人口の60%以上が65歳以上となると推計しています。

また、財政負担の中心的な役割を果たす15～64歳の人口が総人口に占める割合は、令和2年（2020年）の47.8%から令和27年（2045年）には32.4%となるものと推計しています。

なお、当町が平成27年10月に策定した「八峰町人口ビジョン」では、目指すべき将来人口として、令和22年（2040年）に5,060人、令和42年（2060年）には3,822人としています。社会減・自然減の抑制や持続可能な地域づくりを目指し、様々な施策を行うことによって達成したい目標です。

■ 将来人口の推計



(出典) 「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)より作成

(注) 令和2年の年齢階層別人口は、国勢調査人口に住民基本台帳における年齢階層別人口割合を乗じて算出しています。

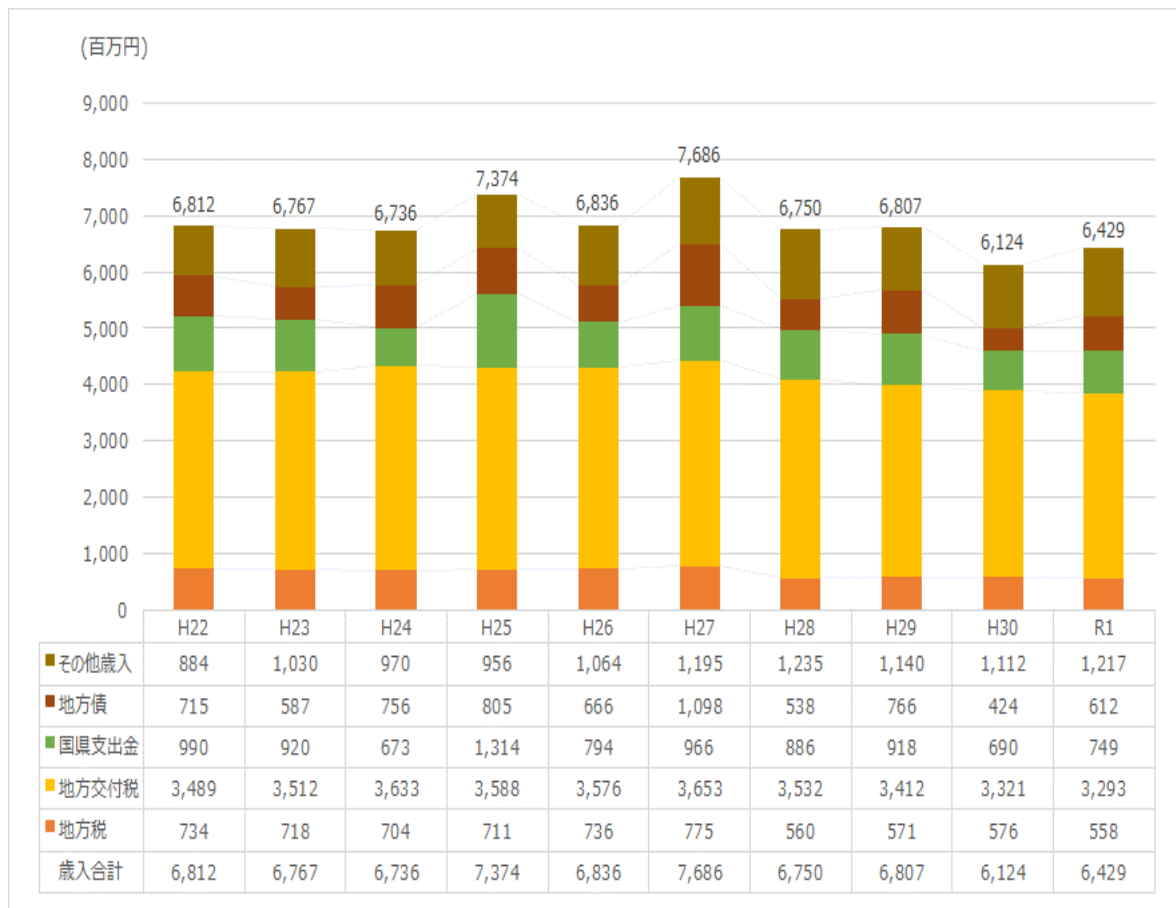
3. 財政状況

(1) 歳入

当町の歳入は、令和元年度（2019年度）で約64億円となっており、そのうち地方交付税が約33億円で約51%を占めています。地方交付税に対する依存度が高く、国の施策による影響を大きく受けやすい状況です。

地方税については、平成24年度（2012年度）から平成27年度（2015年度）まで増加傾向にありましたが、平成27年度（2015年度）をピークに減少し続けており、昨今の情勢を鑑みると更なる減少も想定されます。

■ 普通会計歳入の推移



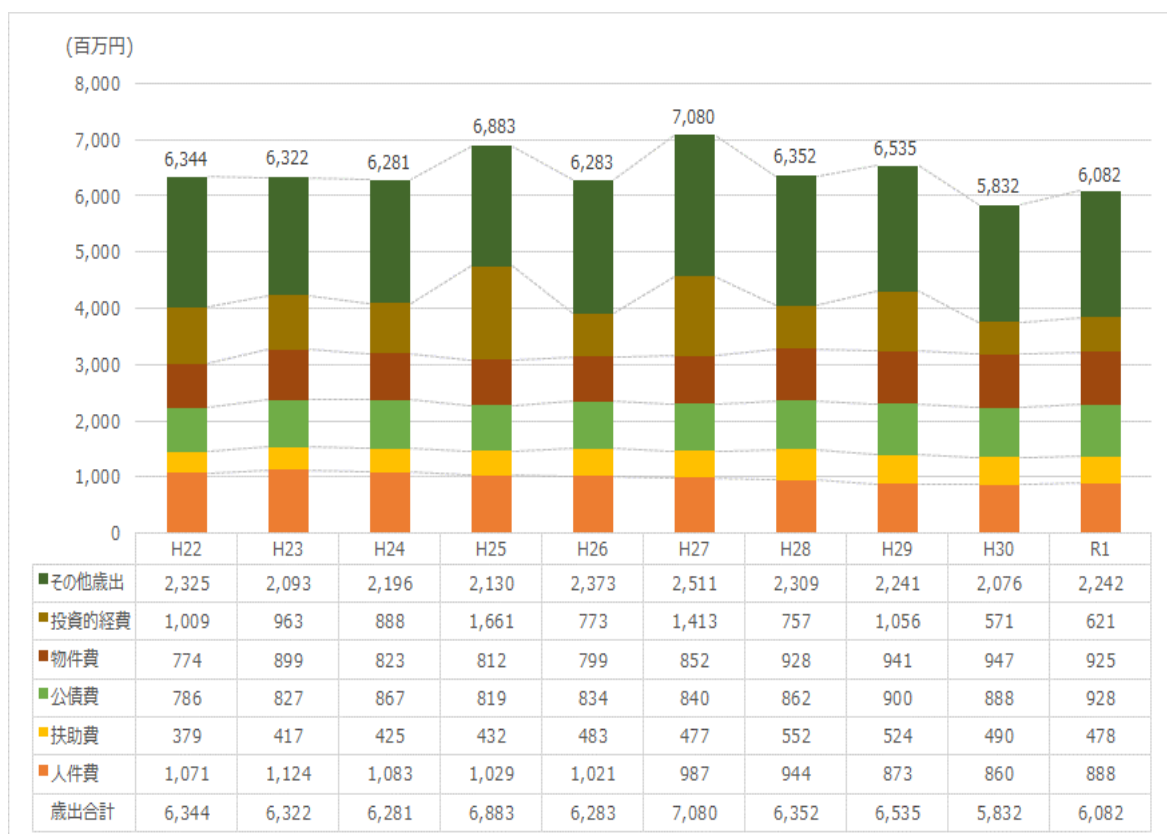
(出典)「地方財政状況調査」より作成

(2) 歳出

当町の歳出は、令和元年度（2019年度）で約61億円となっています。義務的経費とされる人件費、扶助費、公債費のうち、人件費は定員適正化計画の実施により減少傾向、扶助費は平成28年度（2016年度）をピークに減少傾向ですが、公債費は元本の償還が増えており増加傾向にあります。

投資的経費について、平成27年度（2015年度）は、小学校（水沢小学校と埴川小学校）と中学校（八森中学校と峰浜中学校）をそれぞれ峰浜小学校、八峰中学校へと統合したことによる影響で約14億円となっています。平成29年度（2017年度）は菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設を建設したため約11億円となっています。また、令和2年度（2020年度）において、峰浜地区統合子ども園建設工事を行っています。

■ 普通会計歳出の推移



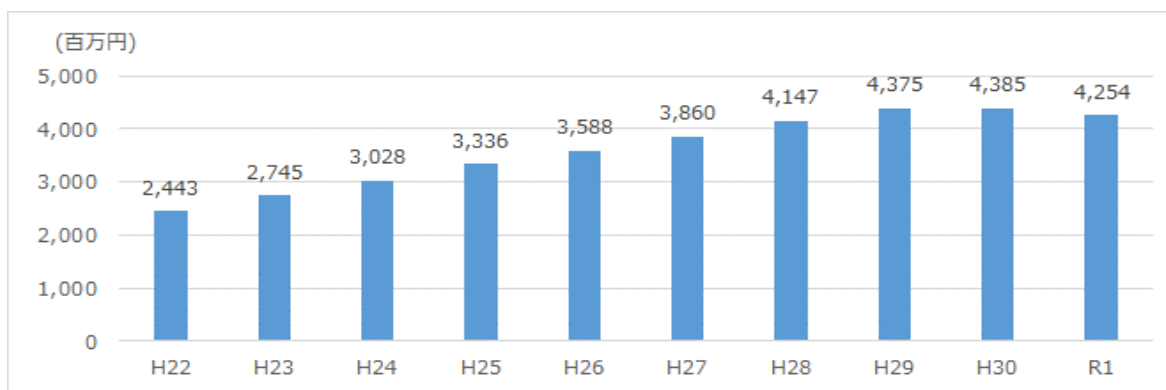
(出典)「地方財政状況調査」より作成

(3) 基金

当町では、合併振興基金の積み立てに加え、大規模な財政支出や急激な税収の落ち込み等の将来のリスクへの備えとして、財政調整基金を毎年度生じた決算剰余金等により積み立ててきました。

基金の残高は、平成22年度（2010年度）の約24億円から平成30年度（2018年度）の約44億円へと大きく増加していましたが、令和元年度（2019年度）においてはわずかながら減少しています。今後の財政運営の財源として効果的に使用していく必要があります。

■ 基金の推移

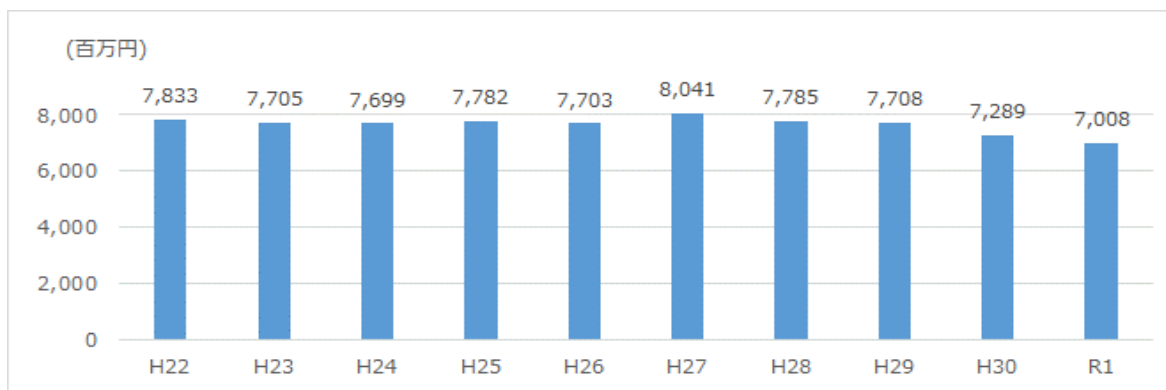


(出典)「地方財政状況調査」より作成

(4) 地方債

地方債の残高は、平成22年度（2010年度）の約78億円から平成29年度（2017年度）までは約80億円とほぼ横ばいで推移していましたが、平成30年度（2018年度）からは、過去に借り入れた地方債の元金償還開始により、減少傾向にあります。

■ 地方債の推移



(出典)「地方財政状況調査」より作成

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 対象施設

本計画では、当町が保有するすべての公共施設等を対象とします。公共施設等とは、庁舎、学校教育系施設、公営住宅等の「公共建築物」と、道路、橋りょう、上下水道等といった「インフラ施設」で、令和2年度（2020年度）末時点で当町が保有する全ての施設及び土地とします。

当町の保有する公共施設等を用途別に分類したものを示します。

■公共施設等の分類

令和3年3月末時点

類型	分類		対象施設	施設数	延床面積 (㎡)
	大分類	小分類			
公共建築物	学校教育系施設	小中学校	八森小学校、峰浜小学校、八峰中学校	3	13,525.01
		その他教育施設	学校給食共同調理場、峰浜ポコ子ども園（認定子ども園）等	3	3,533.64
	生涯学習系施設	町民文化系施設	八峰町文化ホール、八峰町文化交流センター等	28	9,204.25
		社会教育系施設	椿銀山神社	1	71.00
		スポーツ・レクリエーション系施設	八タハ館、峰浜土床体育館、八森土床体育館等	18	9,864.82
	産業系施設	産業系施設	菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設、野菜集出荷施設等	13	7,882.51
	福祉系施設	子育て支援施設	子育て支援センター	1	334.17
		保健・福祉施設	八森保健センター、塙川健康センター等	2	1,196.60
		医療施設	町営診療所、町営歯科診療所、八タハの町診療所等	4	625.04
	行政系施設	庁舎等	役場庁舎・付属施設	1	2,806.33
		その他行政系施設	消防詰所・機器置場、倉庫、車庫	36	3,011.64
	公営住宅	公営住宅	夕凧団地、夕凧第2団地、観海団地、かもめ団地等	83	7,091.25
		地域活性化住宅	夕凧団地	10	728.60
	都市基盤施設	公園	ポコ山公園、御所の台ふれあいパーク等	3	1,107.91
その他都市基盤施設		八峰町緑地等管理中央センター、公衆トイレ等	12	838.97	
その他の施設等	その他の施設等	貸付施設、未使用施設	17	17,764.43	
インフラ施設	道路	道路	251路線	-	
	橋りょう	橋りょう	74橋	-	
	上水道施設	上水道施設	簡易水道	-	
		浄水場	八森地区、峰浜地区	2	1,880.83
	下水道施設	下水道施設	公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水	-	
処理場		八森処理区、沢目処理区など	6	3,691.86	

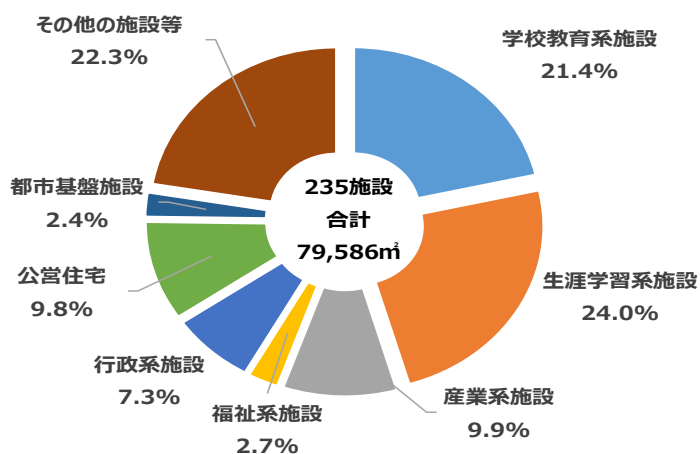
2. 公共建築物

(1) 公共建築物の延床面積内訳

分類ごとの総延床面積に占める割合順でみると、生涯学習系施設が24.0%と最も大きく、次いで貸付施設や未使用施設で構成するその他の施設等が22.3%、学校教育系施設が21.4%、産業系施設が9.9%となっています。

延床面積の増減について、老朽化により廃止され今後とも利用見込みのない4つの施設（旧八森子ども園、旧岩館子ども園、旧社会福祉協議会事務所、旧青少年の家）を解体したことでその他の施設等を減少させることができました。一方で、町全体の菌床しいたけ生産農家の所得向上及び雇用拡大を目的とした菌床しいたけ栽培研修施設や峰浜地区の子ども園を統合するための峰浜ポンポコ子ども園（認定子ども園）を新たに建設しました。そのため、延床面積合計は平成27年度（2015年度）の75,961㎡から令和2年度（2020年度）の79,586㎡へと増加しました。

■ 公共建築物の延床面積内訳



類型	大分類	H27		R2	
		施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)
公共建築物	学校教育系施設	4	14,092.64	6	17,058.65
	生涯学習系施設	43	18,357.67	47	19,140.07
	産業系施設	12	4,482.53	13	7,882.51
	福祉系施設	10	5,008.68	7	2,155.81
	行政系施設	36	5,561.87	37	5,817.97
	公営住宅	93	7,819.85	93	7,819.85
	都市基盤施設	15	1,946.88	15	1,946.88
	その他の施設等	18	18,690.58	17	17,764.43
合計		231	75,960.70	235	79,586.17

(出典) 公会計の固定資産台帳より作成

■ 公共建築物の一覧

分類	施設名	延床面積(㎡)	備考
学校教育系施設			
小中学校			
	八森小学校	3,658.00	
	峰浜小学校	3,998.00	
	八峰中学校	5,869.01	
その他教育施設			
	学校給食共同調理場	567.63	
	八森子ども園（認定子ども園）	1,556.95	
	峰浜ボンポコ子ども園（認定子ども園）	1,409.06	R2建設
生涯学習系施設			
町民文化系施設			
	八峰町文化ホール、八峰町文化交流センター	2,752.42	
	八峰町峰浜地区文化交流センター	1,994.76	
	中浜地区コミュニティセンター	173.10	
	茂浦地区コミュニティセンター	206.00	
	八森地区コミュニティセンター	185.71	
	浜田地区コミュニティセンター	175.55	
	岩館生活改善センター	192.40	
	八森生活改善センター	198.74	
	八森地区多目的集会施設	227.31	
	横間地区コミュニティセンター	141.60	
	立石地区コミュニティセンター	139.23	
	樫台コミュニティセンター	145.31	
	滝の間コミュニティセンター	178.86	
	畑谷生活改善センター	198.74	
	岩子生活改善センター	294.80	
	大槻野生活改善センター	81.98	
	小手萩地区多目的集会施設	70.38	
	沼田地区多目的集会施設	198.74	
	大信田地区多目的集会施設	149.88	
	石川地区多目的集会施設	397.48	
	埜地区多目的集会施設	171.75	
	山村活性化支援センター	173.90	
	水沢コミュニティセンター	298.53	
	内荒巻コミュニティセンター	65.41	
	外林地区集会施設	66.24	
	沢目駅前コミュニティセンター	125.04	H28建設
	高野々コミュニティセンター	112.62	H29建設
	大久保岱コミュニティセンター	87.77	R2建設
社会教育系施設			
	椿銀山山神社	71.00	
スポーツ・レクリエーション系施設			
	高齢者コミュニティセンター 湯っころんど	382.20	
	御所の台ふれあいパーク野球場トイレ	41.51	
	八森土床体育館	590.00	
	峰浜土床体育館	1,063.40	

分類	施設名	延床面積(m ²)	備考
	本館地区自然資源等活用促進型交流促進施設(夕映えの館)	149.00	
	本館地区文化継承交流施設(ソバ打ち体験館)	188.00	
	岩館地区農林漁業体験交流施設(漁火の館)	313.00	
	八峰町休憩施設(鹿ノ浦休憩所)	52.99	
	森林科学館	380.09	H30譲渡
	木工体験館	238.92	
	ハタハタ館	3,414.92	
	動植物観察館(溪流観察館)	52.99	
	バーベキューハウス	170.89	
	御所の台オートキャンプ場	214.00	
	体験交流センター(白神ふれあい館)	167.51	
	岩館体育館	388.00	
	八峰町峰浜野球場トイレ・倉庫	83.40	
	八森体育館	1,974.00	
産業系施設			
	八峰町農林水産物直売施設(ぶりこ)	279.06	
	ガラス温室(籠田)	340.68	
	ガラス温室(田中)	681.36	
	ガラス温室管理事務所(田中)	66.25	
	ふれあい農園	162.01	
	広場等利用施設(花の家)	202.87	
	清浄海水供給施設	7.00	
	中間育成施設	184.11	
	野菜集出荷施設	1,270.00	
	おらほの館	460.41	
	八森観光市	596.16	
	八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設	3,422.00	H29建設
	薬用植物収穫調整施設	210.60	H30建設
福祉系施設			
子育て支援施設			
	子育て支援センター	334.17	
保健・福祉施設			
	八森保健センター	648.77	
	埴川健康センター	547.83	
医療施設			
	町営診療所	366.96	
	町営歯科診療所	258.08	
	ハタハタの町診療所(※1)	0.00	
	町営診療所埴川分院(※1)	0.00	
行政系施設			
庁舎等			
	役場庁舎・付属施設	2,806.33	R2建設(防災 備蓄倉庫)
その他行政系施設			
	第9分団機器置場(八森)	51.34	
	第10分団機器置場(浜田)	29.63	
	第10分団機器置場(本館)	19.80	
	第11分団機器置場(椿)	26.40	

分類	施設名	延床面積(m ²)	備考
	第12分団消防詰所 (中浜)	39.66	
	第13分団機器置場 (茂浦)	54.56	
	第14分団機器置場 (横間)	54.64	
	第15分団機器置場 (小入川)	20.44	
	第15分団機器置場 (岩館第1)	46.04	
	第15分団機器置場 (岩館第2)	52.99	
	第12分団消防機械器具置場	99.37	
	水沢コミュニティ消防センター	115.92	
	消防機械器具置場 (目名淵)	33.05	
	萩ノ台防災資機材地域備蓄施設	9.91	
	消防機械器具置場 (田中)	28.98	
	消防機械器具置場 (岩子)	28.92	
	消防機械器具置場 (石川)	49.58	
	塙防災資材地域備蓄施設	28.98	
	大沢防災資機材地域備蓄施設	24.84	
	消防機械器具置場 (畑谷)	28.92	
	強坂防災資器材地域備蓄施設	24.84	
	消防機械器具置場 (小手萩)	24.84	
	内荒巻防災資機材地域備蓄施設	13.22	
	消防機械器具置場 (沼田)	28.98	
	消防機械器具置場 (大久保岱)	28.98	
	消防機械器具置場 (大信田)	28.98	
	書類倉庫 (旧エースソーイング)	751.00	
	倉庫 (旧工場)	40.00	
	イベント物品保管庫	165.26	
	八森除雪センター	313.32	
	八森建設資材倉庫	157.00	
	峰浜除雪センター	220.69	
	鳥矢場建設資材倉庫	79.49	
	高野々建設資材倉庫	79.50	
	あきた白神体験センター倉庫	153.61	
	伊勢鉢台建設資材倉庫	57.96	H30譲渡
公営住宅			
公営住宅			
	夕凧団地 (3戸)	263.31	
	夕凧第2団地 (35戸)	3,058.57	
	観海団地 (7戸)	589.57	
	かもめ団地 (20戸)	1,647.60	
	松波団地 (5戸)	414.25	
	塙川団地 (13戸)	1,117.95	
地域活性化住宅			
	夕凧団地 (10戸)	728.60	
都市基盤施設			
公園			
	御所の台ふれあいパーク	53.34	
	中央公園	46.27	
	ポンボコ山公園	1,008.30	

分類	施設名	延床面積(㎡)	備考
その他都市基盤施設			
	ブナの森公園トイレ	30.24	
	コミュニティトイレ	23.18	
	御処の台ふれあいパーク公衆トイレ	66.46	
	ハタハタの里公衆トイレ	54.65	
	留山休憩所、公衆トイレ	33.00	
	母谷山レクリエーション施設	70.66	
	ホテルの里トイレ	30.98	
	ゲートボール場トイレ(田中)	6.62	
	農村広場(ミニ公園)トイレ	22.96	
	八峰町緑地等管理中央センター	299.00	
	八峰町休憩施設(道の駅お殿水休憩所)	101.02	
	いこいのロッジ	100.20	
その他の施設等			
	老人肉用牛センター	52.99	
	旧産業振興課等	98.00	
	旧峰浜庁舎車庫	247.70	
	旧岩子子ども園	197.09	
	旧石川子ども園	299.89	
	旧八森子ども園	0.00	H29解体
	旧観海子ども園	807.00	
	旧岩館子ども園	0.00	H29解体
	旧八森小学校	2,099.00	
	旧岩子小学校	2,233.25	
	旧八森中学校	3,561.00	
	旧岩館小学校	2,322.00	
	旧塙川小学校	3,790.36	
	旧社会福祉協議会事務所	0.00	H29解体
	旧青少年の家	0.00	H30解体
	旧峰浜商工会館	266.18	
	八峰町サケふ化場	146.00	
	旧リフレッシュハウス	115.43	
	旧農林水産物処理加工施設	232.62	
	旧塙川子ども園	538.97	
	旧沢目子ども園	756.95	

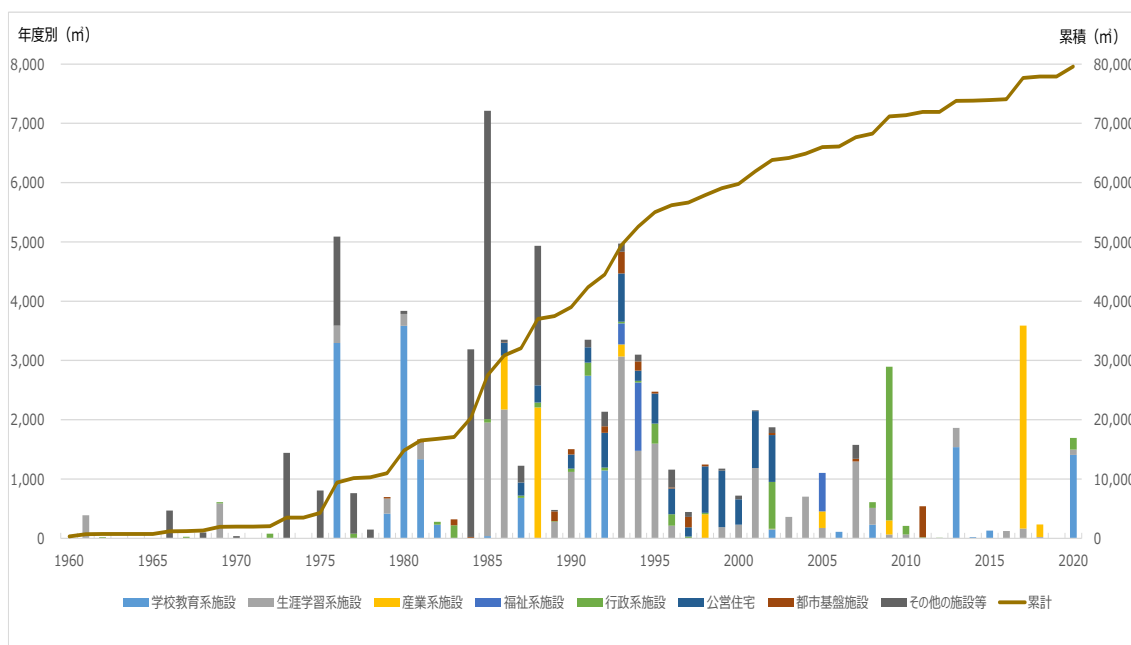
※1 ハタハタの町診療所、町営診療所塙川分院は複合施設のため延床面積が0㎡となっています。

(2) 築年別整備状況

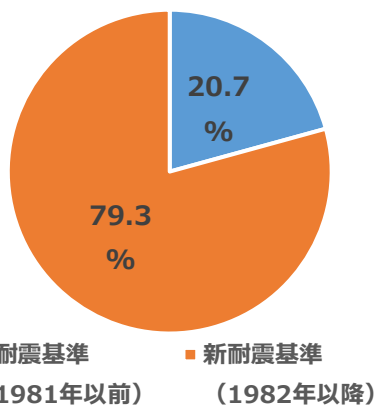
公共建築物の建築年度別の面積をみると、1970年代後半から1990年代にかけて多くの建築物が建設されたことがわかります。築30年を超える施設は一般的に大規模改修が必要と言われており、老朽化が懸念されますが、当町では築30年を超える公共建築物は、全体の50.0%を占めています。

また、昭和56年（1981年）の新耐震化基準以前に建築された公共建築物は、全体の20.7%を占めています。

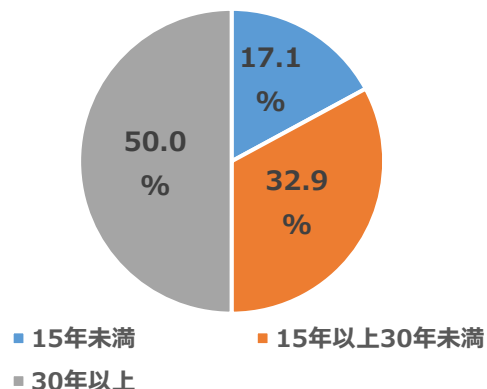
■ 築年数別延床面積の状況



■ 耐震基準 構成比 (延床面積)



■ 経過年数 構成比 (延床面積)



(出典) 公会計の固定資産台帳より作成

(3)有形固定資産減価償却率

建築物の有形固定資産減価償却率は一般に、「減価償却累計額÷取得価額」であらわされ、耐用年数に対してどの程度減価償却が進行しているかを把握することができます。有形固定資産減価償却率の平均的な値は35%～50%程度といわれています。

当町の場合、老朽化が進んでおり、令和元年度（2019年度）末時点で、全体平均67.6%と放置できない状況となっています。

特にその他の施設等においては、前述の延床面積内訳にて全体の22.3%を占めているにもかかわらず、老朽化比率が80.7%となっています。

こうした現状から、公共建築物の更新のみならず、延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取壊しによる公共建築物の最適な配置の実現が今後の大きな課題となっています。

■有形固定資産減価償却率の推移

大分類	有形固定資産減価償却率				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
学校教育系施設	46.7%	46.3%	48.7%	51.1%	52.9%
生涯学習系施設	58.1%	60.1%	61.2%	64.9%	67.4%
産業系施設	77.2%	78.7%	49.0%	52.0%	56.2%
福祉系施設	61.2%	85.1%	86.3%	86.1%	87.4%
行政系施設	45.6%	48.0%	51.8%	55.0%	58.8%
公営住宅	81.8%	85.0%	88.0%	90.8%	93.3%
都市基盤施設	65.3%	67.1%	70.0%	72.7%	75.1%
その他の施設等	73.4%	73.6%	74.9%	78.6%	80.7%
全体	61.1%	62.9%	62.9%	65.5%	67.6%

(出典) 公会計の固定資産台帳より作成

(注) 福祉系施設について、平成27年度から平成28年度にかけて大幅な変動があるのは、認定子ども園の大分類を福祉系施設から学校教育系施設に変更したことによるものです。

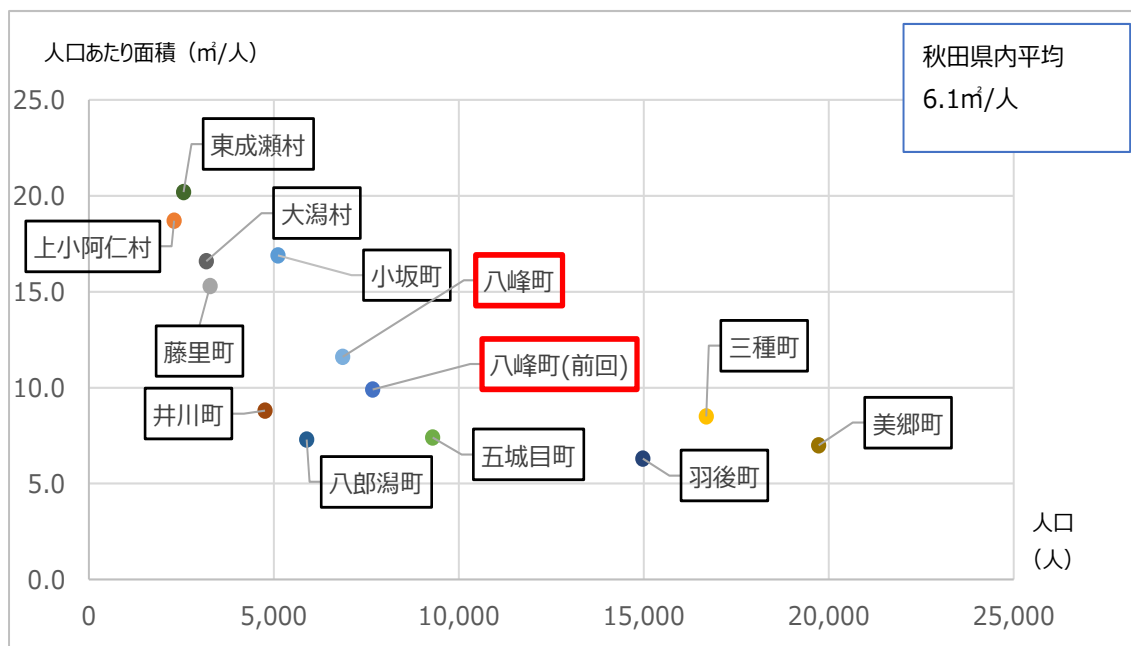
(4) 人口一人あたりの公共建築物延床面積

当町の住民一人あたりの公共建築物延床面積は11.6㎡/人となっています。住民一人あたりの延床面積とは、「公共建築物延床面積÷人口」であらわされ、同じ秋田県内の町村と比較をしたものが下記の図で、全体的に人口が少ない町村では一人あたりの面積が大きく、人口が多い町村では一人あたりの面積が少なくなっていることがわかります。

秋田市等の市を含めた県内平均は、6.1㎡/人となっており、当町は11.6㎡/人ですから約1.9倍となっています。

また、人口5,000人以上15,000人以下の他町村と比較しても大きくなっています。これは当町が平成18年(2006年)に合併してできた町で、機能的に重複する公共建築物を複数所有していることが原因と考えられます。

■秋田県内の町村別人口一人あたりの公共建築物延床面積



(出典)「公共施設状況調経年比較表」(総務省)より作成

※他町村の公共建築物の延床面積は平成30年度(2018年度)の数値

※他町村の人口は平成31年(2019年)1月1日住民基本台帳人口より

※当町の延床面積は令和3年(2021年)3月末、人口は令和3年(2021年)1月1日住民基本台帳人口より

(5) 維持管理・更新等に係る経費

施設分類別の維持管理・更新等に係る経費の年合計額をみると、平成29年度（2017年度）は約6.7億円、平成30年度（2018年度）は約1.6億円、令和元年度（2019年度）は約3.6億円要していることがわかります。

更新等の経費について、平成29年度（2017年度）は、菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設の建設のため大きくなっており、令和元年度（2019年度）は、峰浜ポンポコ子ども園（認定子ども園）の建設工事（完成は令和2年度）のため大きくなっています。なお、その他の施設等の金額は、老朽化した遊休施設の解体工事によるものです。

■ 施設分類別の維持管理・更新等に係る経費

・平成29年度（2017年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
学校教育系施設	12,951	854	0	13,805
生涯学習系施設	47,739	20,120	91,913	159,773
産業系施設	2,710	3,865	438,858	445,434
福祉系施設	4,155	0	0	4,155
行政系施設	1,670	0	0	1,670
公営住宅	5,669	0	0	5,669
都市基盤施設	17,788	1,080	0	18,868
その他の施設等	461	0	24,058	24,519
合計	93,142	25,920	554,829	673,892

・平成30年度（2018年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
学校教育系施設	13,379	5,392	18,900	37,671
生涯学習系施設	48,481	0	5,058	53,539
産業系施設	2,804	0	11,546	14,350
福祉系施設	4,108	8,771	0	12,879
行政系施設	2,378	5,648	0	8,026
公営住宅	3,724	0	0	3,724
都市基盤施設	17,387	0	0	17,387
その他の施設等	710	0	16,074	16,784
合計	92,972	19,811	51,578	164,361

・令和元年度（2019年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
学校教育系施設	5,751	45,947	227,943	279,641
生涯学習系施設	51,090	0	0	51,090
産業系施設	1,989	0	0	1,989
福祉系施設	2,124	0	0	2,124
行政系施設	2,204	0	0	2,204
公営住宅	3,140	0	0	3,140
都市基盤施設	16,141	0	0	16,141
その他の施設等	1,787	0	0	1,787
合計	84,226	45,947	227,943	358,116

（出典）歳入歳出決算書より作成

※維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要になる点検・調査、補修、修繕等をいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

※改修：公共施設等を直すことをいい、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るもの。

※更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

3. インフラ施設

(1) 対象施設

令和2年度末（2020年度末）において、道路は251路線、実延長約165km、橋りょうは74橋、実延長約1.2km、上水道は管路が約127km、下水道は公共下水道の管路が約60km、農業集落排水の管路が約16km、漁業集落排水の管路が約10kmとなっています。

■ インフラ施設の状況

令和3年3月末

分類		数量等		
道路		路線数	実延長(m)	舗装延長(m)
	1級	27	78,395.50	78,367.00
	2級	13	15,082.00	15,082.00
	その他	211	71,757.50	59,828.40
	計	251	165,235.00	153,277.40
橋りょう		橋りょう数	実延長(m)	面積(m ²)
		74	1,239.24	8,778.17
上水道	簡易水道	管路	126,551m	
		浄水場	2地区、延床面積1,880.83m ²	
下水道	公共下水道	管路	59,574m	
		処理場	2地区、延床面積2,387.65m ²	
	農業集落排水	管路	16,144m	
		処理場	3地区、延床面積837.09m ²	
	漁業集落排水	管路	9,854m	
		処理場	1地区、延床面積467.12m ²	

■ 浄水場、処理場の状況

分類	施設名	延床面積(m ²)
上水道		
簡易水道		
	八森地区	1,357.33
	峰浜地区	523.50
下水道		
公共下水道		
	八森処理区公共下水施設（八森浄化センター）	1,665.64
	沢目処理区公共下水施設（沢目浄化センター）	722.01
農業集落排水		
	石川地区農業集落排水処理施設	330.92
	岩子・大久保岱地区農業集落排水処理施設	248.74
	埴地区農業集落排水処理施設	257.43
漁業集落排水		
	岩館地区漁業集落排水処理施設	467.12

(2) 維持管理・更新等に係る経費

施設分類別の維持管理・更新等に係る経費の年合計額をみると、平成29年度（2017年度）は約3.2億円、平成30年度（2018年度）は約3.2億円、令和元年度（2019年度）は約3.1億円要していることがわかります。平成30年度（2018年度）で維持管理・修繕の金額が大きいのは、橋りょうの補修工事を多く行っているためです。

■施設分類別の維持管理・更新等に係る経費

・平成29年度（2017年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
道路	28,112	0	88,624	116,735
橋りょう	84,735	0	0	84,735
上水道	22,791	11,143	15,984	49,918
下水道	53,576	0	12,176	65,752
合計	189,213	11,143	116,784	317,140

・平成30年度（2018年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
道路	44,675	0	56,451	101,126
橋りょう	138,182	0	0	138,182
上水道	11,022	0	7,043	18,064
下水道	46,728	0	15,768	62,496
合計	240,607	0	79,261	319,868

・令和元年度（2019年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
道路	24,910	0	87,108	112,018
橋りょう	80,702	0	0	80,702
上水道	19,300	0	11,417	30,717
下水道	63,676	0	24,200	87,876
合計	188,589	0	122,725	311,314

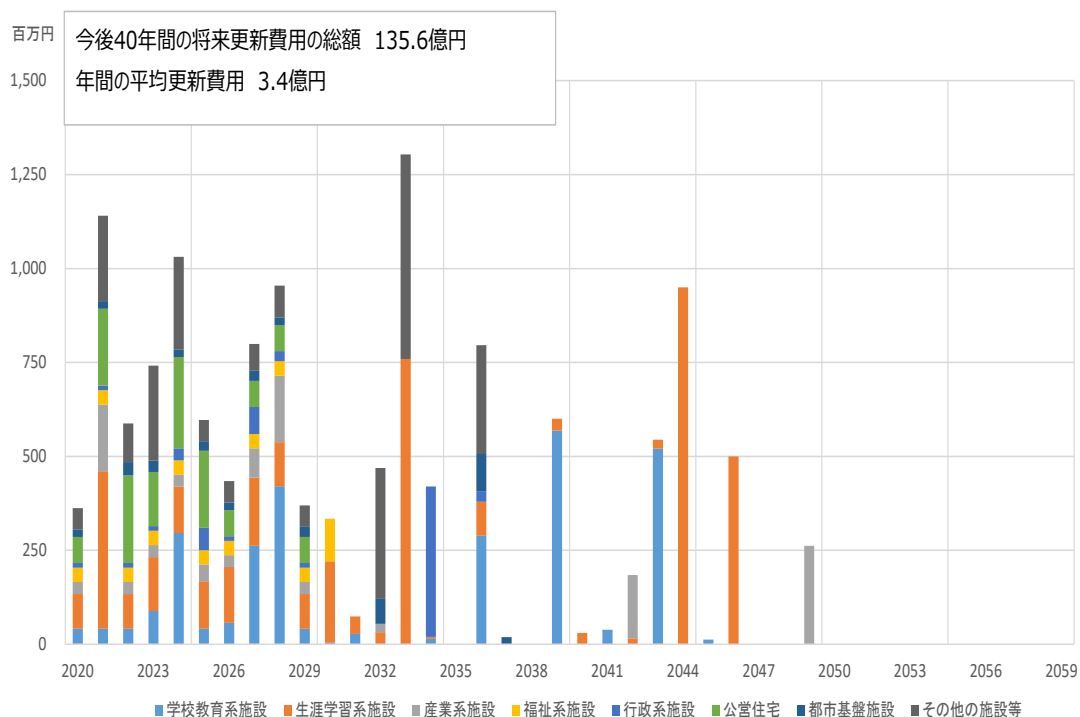
(出典) 歳入歳出決算書より作成

4. 将来における更新費用の推計

(1) 公共建築物の更新費用

今後40年間、現在保有する公共建築物をすべて保有し続けた場合の更新費用総額を試算したところ、約135.6億円が必要となります。更新費用は年度ごとにバラつきがあり、本計画の計画期間である直近の20年間でみると、更新費用は約110.3億円となり、更新費用の多くが今後20年間のうちに発生することがわかります。

■ 公共建築物の更新費用（維持管理・修繕に係る経費は含まず）



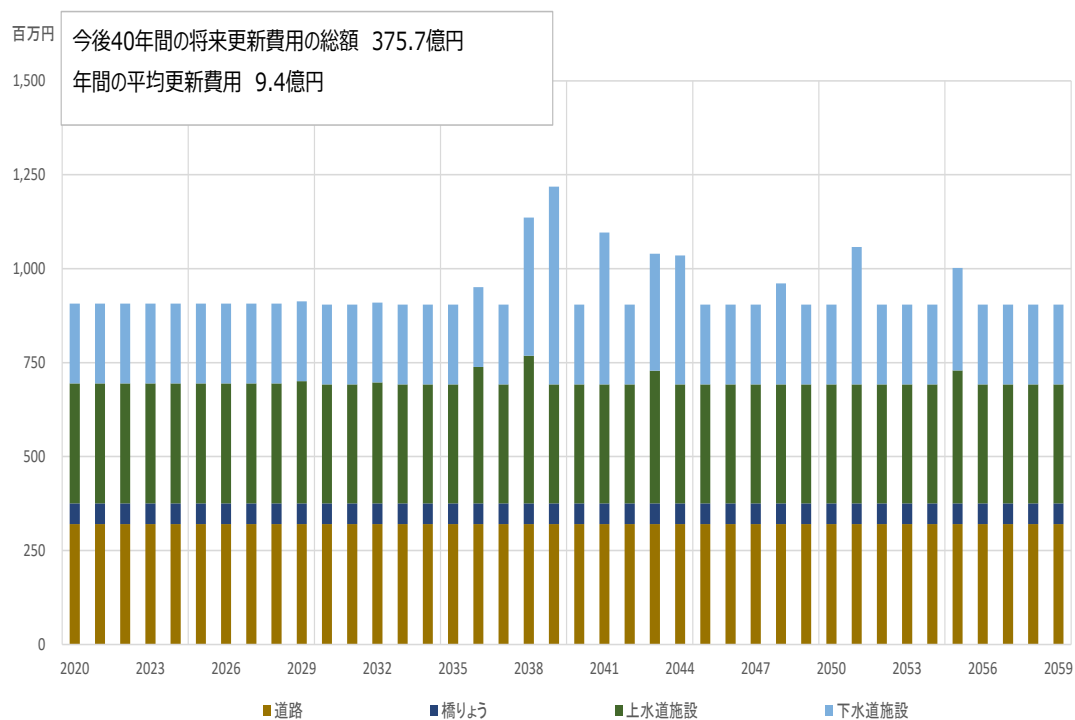
<試算条件>

- ・更新費用試算の期間：令和2年度（2020年度）から令和41年度（2059年度）
- ・公会計の固定資産台帳より、耐用年数経過時に全く同じものを建替えると仮定。
- ・令和元年度（2019年度）で、既に耐用年数が経過しているものは、令和2年度（2020年度）からの10年間で均等に建替えを行うと仮定。

(2) インフラ施設の更新費用

今後40年間、現在保有するインフラ施設のすべてを耐用年数まで使用し、同規模で更新していくと仮定した場合の更新費用総額を試算したところ、約375.7億円が必要となります。

■ インフラ施設の更新費用（維持管理・修繕に係る経費は含まず）



<試算条件>

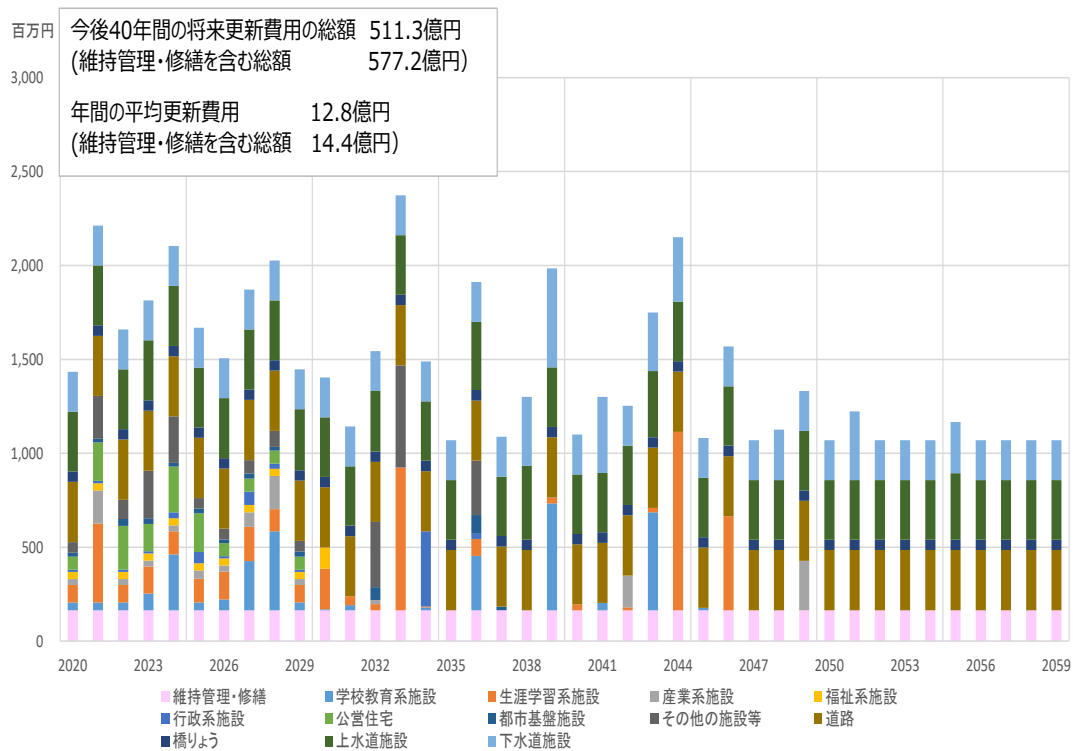
- ・更新費用試算の期間：令和2年度（2020年度）から令和41年度（2059年度）
- ・浄水場と処理場は、公会計の固定資産台帳より耐用年数経過時に全く同じものを建替えると仮定。
- ・道路、橋りょう、上下水道の管路は下記条件で試算。

分類	試算条件（公共施設更新費用試算ソフトより）	更新単価
道路	分類別面積による算定（耐用年数15年）	4,700円/m ²
橋りょう	総面積による算定（耐用年数60年）	448千円/m ²
上水道	管径別延長による算定（耐用年数40年）	導水管 ~300mm 100千円/m
		送水管 ~300mm 100千円/m
		配水管 ~150mm 97千円/m
		~200mm 100千円/m
下水道	管種別延長による算定（耐用年数50年）	コンクリート管 124千円/m
		陶管 124千円/m
		塩ビ管 124千円/m
		更生管 134千円/m
		その他 124千円/m

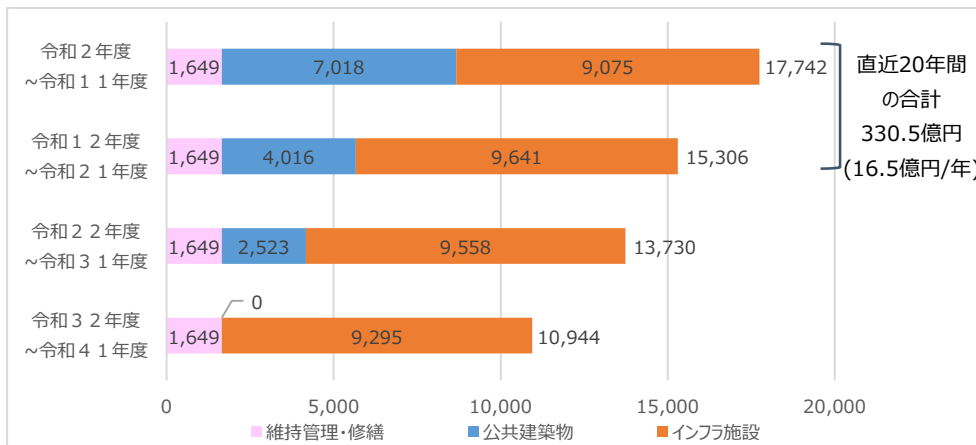
(3)全体の更新費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）

今後40年間の公共建築物とインフラ施設の更新費用総額は約511.3億円となります。これに、維持管理・修繕に係る経費を含めると、約577.2億円となります。本計画の計画期間である今後20年間でみると、維持管理・修繕に係る経費を含めた更新費用が約330.5億円、年平均で約16.5億円となり、現在要している維持管理・更新等に係る経費の過去3年平均である約7.2億円の2.3倍が必要となります。今後、すべての公共施設等を更新し続けるのは、大変難しい状況となっています。

■公共施設等の更新費用（維持管理・修繕に係る経費を含む総額）



■公共建築物とインフラ施設の更新費用内訳



5. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、今後40年間に長寿命化対策等を実施した場合は約452.0億円（年平均は約11.3億円）となり、耐用年数経過時に単純更新した場合と比べて約125.2億円の経費削減となる試算です。

なお、長寿命化とは、劣化や不具合が生じてから措置を行う「事後保全」だけではなく、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全」を行い、建築物の使用年数を延長させることを目指すものです。

維持管理・更新等に係る経費の見込みの長寿命化対策を実施した場合の1年あたり平均と現在要している経費を比較すると、公営事業会計のインフラ施設について多くの経費が見込まれ、更なる長寿命化等の対策が必要です。

財源について、普通会計はインフラ施設（道路、橋りょう）を対象にした国庫支出金（社会資本整備総合交付金）や交付税措置のある地方債（過疎対策事業債）を積極的に活用し、将来的に旧合併特例債を原資に積み立てた合併町村振興基金を取り崩すことも検討します。

公営事業のインフラ施設（上下水道事業）は、将来的に大幅に財源が不足することが想定されます。社会資本整備総合交付金や交付税措置率が有利な過疎対策事業債を活用するとともに、使用料の改定も検討します。

今後40年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

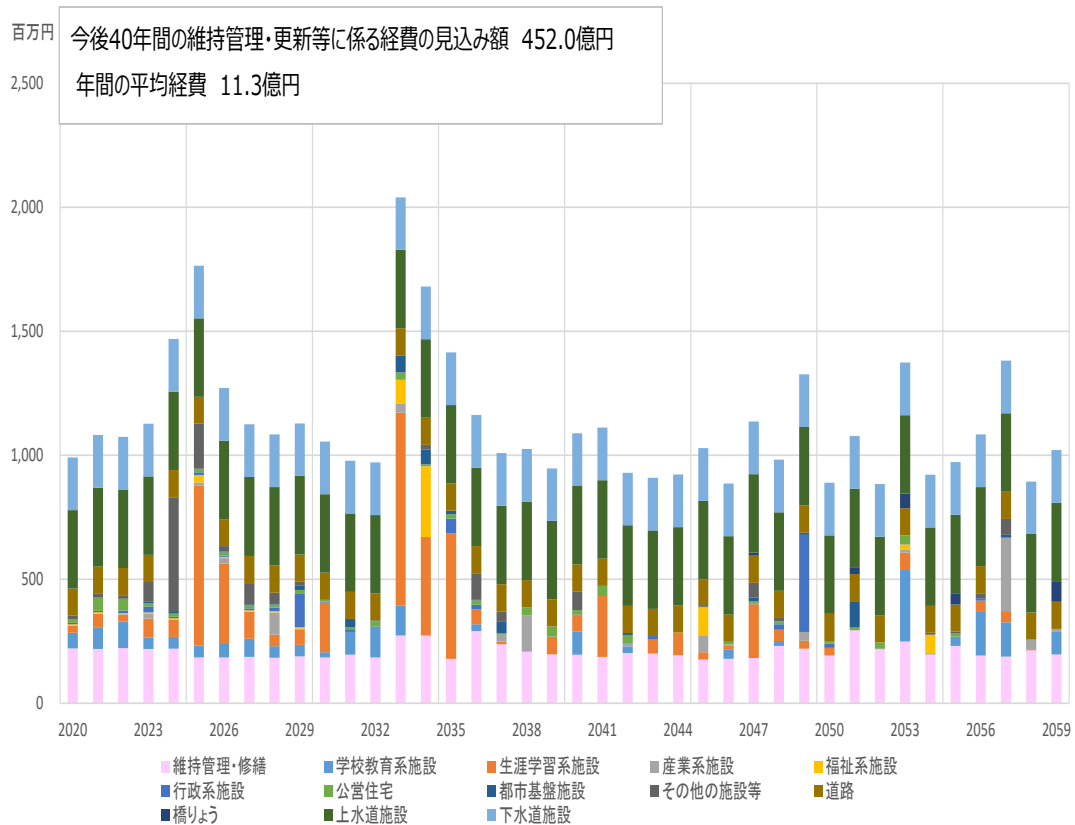
		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合(⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去3年 平均)
普通 会計	建築物(a)	2,907	6,397	4,402	13,706	16,519	△ 2,813	388
	インフラ施設(b)	2,577	75	4,790	7,442	15,768	△ 8,326	222
	計(a+b)	5,484	6,472	9,193	21,148	32,287	△ 11,139	610
公営 事業 会計	建築物(c)	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設(d)	2,895	0	21,161	24,055	25,435	△ 1,380	105
	計(c+d)	2,895	0	21,161	24,055	25,435	△ 1,380	105
建築物計(a+c)		2,907	6,397	4,402	13,706	16,519	△ 2,813	388
インフラ施設計(b+d)		5,471	75	25,951	31,497	41,203	△ 9,706	327
合計(a+b+c+d)		8,378	6,472	30,353	45,203	57,722	△ 12,519	715

現在要している経費との比較 (百万円)

		長寿命化対策を実施した場合の1年あたり平均	現在要している経費の過去3年平均	比率
普通会計	建築物	343	388	0.9倍
	インフラ施設	186	222	0.8倍
公営事業会計	建築物	0	0	-
	インフラ施設	601	105	5.7倍
合計		1,130	715	1.6倍

(注) 公営事業会計のインフラ施設について、「長寿命化対策を実施した場合の1年あたり平均」と「現在要している経費の過去3年平均」に大幅な乖離があります。これは、簡易水道事業について、耐用年数を経過した老朽管の更新計画を策定する予定としており、それまでは適宜対応補修を行っていることや、下水道事業（公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水）について、管路布設からそれほど期間が経過していないこともあって直近の年度では老朽化対策工事が行われていないことにより「現在要している経費の過去3年平均」が少なくなっていることが原因です。

■ 公共施設等の更新費用（長寿命化対策を反映したもの）



<試算条件>

- ・試算の期間：令和2年度（2020年度）から令和41年度（2059年度）
- ・学校施設、道路及び橋りょうについては、個別施設計画（長寿命化修繕計画）にて見込まれている事業費を反映。
- ・維持管理・修繕は、2（5）維持管理・更新等に係る経費、3（2）維持管理・更新等に係る経費で算出した額の3年平均を算出し、40年間均等に経費がかかるものと仮定。
- ・更新等は、「建築物の耐久計画に関する考え方」（（一社）日本建築学会）を参考に、長寿命化対策等による使用年数の延長を考慮して、鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造は目標耐用年数80年で更新、木造等は目標耐用年数40年で更新すると仮定。
- ・改修は、目標耐用年数の半分が経過した時点で行うと仮定し、単価は「建築物のライフサイクルコスト」（（一財）建築保全センター）のLCC計算プログラムを基に過去の工事費を差し引いた金額から算出。
- ・八峰町総合管理計画（個別施設計画）における施設整備方針の方向性にて、除却、廃止及び売却を検討している施設については、改修及び更新を行わないと仮定。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

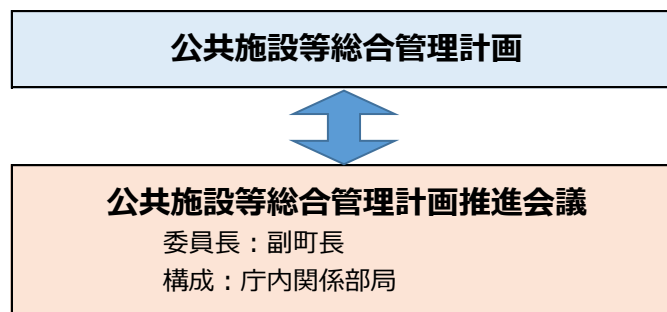
1. 計画期間

計画期間は20年間とし、社会経済情勢や地域環境に大きな変化があれば適宜見直すなど、柔軟かつ弾力的に取り組んでいきます。

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

各施設所管課間で、情報共有や調整、進捗管理や横断的事項に関する意思決定等を円滑に行うため、副町長を委員長とする「公共施設等総合管理計画推進会議」において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する取組を推進します。

また、地方公会計の固定資産台帳や施設カルテを一元的な情報データとして活用し、修繕履歴や更新等に関する情報を更新していきます。また、一元管理されたデータを庁内で共有化し、全庁的・横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。



3. 現状や課題に関する基本認識

(1) 大規模改修・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでおり、今後これらの公共施設等の改修・更新等の費用が発生することが見込まれます。

今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、町の財政を圧迫し、他の行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性がでてくることが予想されます。

このような状況を回避するには、長寿命化対策を実施し、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要があります。

また、公共施設等の情報については一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。

(2) 人口減少、少子高齢化社会への対応

当町の人口は減少局面に入っており、令和27年（2045年）には、令和2年（2020年）の6,582人から約56%減の2,876人と推計されています。年齢構成別にみると、財政負担の中心的な役割を果たす生産年齢人口は少子高齢化の進展に伴い、令和27年（2045年）には、令和2年（2020年）から約70%減の933人となり、総人口の減少より大きく落ち込むことが予測されています。そのため、このような変化に対応する適切な公共施設等の総量や配置と公共サービスの提供を検討していく必要があります。

また、地区によって人口の増減や少子高齢化の進行状況が異なってくると予測されることから、各地区の特性に応じた対応も重要となります。

(3) 財政状況への対応

過去の財政状況を見ると、歳入では、町税が平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）の直近5年間の平均で約6.1億円となっています。歳出では、地方債の元本償還が増えてきており、公債費が平成27年度（2015年度）の約8.4億円から令和元年度（2019年度）には約9.3億円と増えています。

今後、人口の減少による町税などの一般財源の減少に加え、経済情勢の変化に伴う地方交付税の減額等を考慮すると、公共施設等の維持管理・更新のための財源確保が出来なくなることが見込まれます。こうした厳しい財政状況の中で、歳入規模に見合った財政規模への転換を図るため、公共施設等に係る各種費用の縮減と財政負担の平準化を図っていくことが重要となります。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

① 総量の適正化 保有する公共建築物の延床面積12%縮減を目標

少子高齢化による人口減少や厳しい財政状況を勘案すると、既存の公共施設等を今後も同規模で維持していくことは非常に厳しい状況です。必要な行政サービス水準を考慮しつつ、除却や統合・複合化を行い、公共建築物の延床面積を縮減することが必要となります。

公共建築物の延床面積については、「第2章 5. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み」にて、普通会計の「長寿命化対策を実施した場合の1年あたり平均」は「現在要している経費の過去3年平均」を下回っていることから、試算条件として設定した、八峰町総合管理計画（個別施設

計画)における施設整備方針の方向性にて、除却、廃止及び売却を検討している施設に相当する12%の縮減を目指します。

また、公営事業会計については、耐用年数を経過した老朽管の更新計画策定や終末処理場及び集落排水処理施設の統合を検討しており、これらによる事業費の削減を目指します。

② 長寿命化の推進

既存施設を少しでも長く活用していくために、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減します。

③ 民間事業者や県・近隣自治体との連携

指定管理者制度やPFIなど民間活力の活用を検討し、施設の整備、更新、維持管理、運営における公民連携を図り、財政負担の軽減と効果的・効率的なサービスの提供を努めます。

また、県や近隣自治体との広域連携を一層進めていき、広域的な視点から必要な公共施設等の保有量を検討します。

(2) 実施方針

① 点検・診断等の実施方針

日常的な点検活動や定期的な点検・診断等を適切に実施していくとともに、点検・診断等の実施結果の情報を記録・蓄積することで次期点検・診断等に活用し、将来の計画的な維持管理の実現に努めます。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断等の情報を活用することで、公共施設等の機能や性能に明らかな不具合が発生してから多くの費用を投じて対処する対症療法型の維持管理から、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を推進します。

また、更新時においては、住民ニーズに柔軟に対応した公共施設等の複合化・多機能化やPFIなどの公民連携による民間資金、ノウハウを活用・導入すること検討します。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果、危険性が認められた公共施設等については、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある公共施設等であるかどうかなどの視点から優先順位をつけて安全対策に努めます。

危険性が高いと認められた公共施設等や老朽化等により今後とも利用が見込まれない公共施設等について、売却や貸付が見込めない場合は、安全確保の観点から原則として解体撤去し、安全対策に努めます。

④ 耐震化の実施方針

耐震性がない公共施設等は、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある公共施設等かどうかなどの視点から、優先順位を決めて順次耐震改修または統廃合していくものとし、未だ耐震診断を行っていない公共施設等は今後早急に行っていきます。ただし、未使用施設は対象から除外します。

学校施設については、旧耐震基準である昭和56年（1981年）以前に建築された施設の耐震診断を実施し、すべて耐震性のある建物であることを確認しています。

⑤ 長寿命化の実施方針

定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による公共施設等の長寿命化を推進します。また、今後策定する長寿命化計画については、本計画における方向性と整合を図ります。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。

⑦ 統合や廃止の推進方針

老朽化により廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等については、周辺環境に配慮しつつ、公共施設等の老朽度合いによる危険度などを勘案し、優先順位を定めて計画的に公共施設等を解体撤去することとします。また、土地については、売却や他の施設の移転先として活用できないかを検討します。

廃止できない公共施設等は、周辺の公共施設等の立地や利用状況を踏まえながら、複合化や更新等による、効率的な公共施設等の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁的な組織体制で公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人一人が公共施設マネジメントの意義を理解した上で、共通認識を持って意識的に取り組んでいく必要があることから、職員を対象にした研修会などを通じ意識啓発に努めていきます。

(3) フォローアップの実施方針

長期的な取組となるため、社会経済情勢や地域環境の変化などが予想されることから、5年ごとにPDCAサイクルによる評価を行い、進捗状況の管理等を実施し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

1. 学校教育系施設

(1) 小中学校

対象施設	八森小学校、峰浜小学校、八峰中学校
基本方針	・学校施設については、近年統廃合を進めてきたことにより、現在は小学校2校、中学校1校となったところです。地域の将来像を見据えた適正な配置等の検討を行うとともに、統廃合や規模縮小等による施設保有量の適正化を図る必要があり、今後の改修・更新にあたっては、児童生徒数を適切に踏まえた規模とします。
既存の個別計画	・八峰町学校施設の長寿命化計画（令和3年3月）

(2) その他教育施設

対象施設	学校給食共同調理場、八森子ども園（認定子ども園）、峰浜ポンポコ子ども園（認定子ども園）
基本方針	・学校給食共同調理場は、老朽化が進んでおり、今後改修の必要性を検討します。 ・八森子ども園（認定子ども園）は、児童数の推移を見据えつつ、更新や用途廃止を検討します。施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。 ・令和2年度（2020年度）に埴川子ども園及び沢目子ども園を統合し、新たに峰浜ポンポコ子ども園（認定子ども園）を建設しました。

2. 生涯学習系施設

(1) 町民文化系施設

対象施設	八峰町文化ホール、八峰町文化交流センター、八峰町峰浜地区文化交流センター、中浜地区コミュニティセンター、茂浦地区コミュニティセンター、八森地区コミュニティセンター、浜田地区コミュニティセンター、岩館生活改善センター、八森生活改善センター、八森地区多目的集会施設、横間地区コミュニティセンター、立石地区コミュニティセンター、椿台コミュニティセンター、滝の間コミュニティセンター、畑谷生活改善センター、岩子生活改善センター、大槻野生活改善センター、小手萩地区多目的集会施設、沼田地区多目的集会施設、大信田地区多目的集会施設、石川地区多目的集会施設、埴地区多目的集会施設、山村活性化支援センター、水沢コミュニティセンター、内荒巻コミュニティセンター、外林地区集会施設、沢目駅前コミュニティセンター、高野々コミュニティセンター、大久保岱コミュニティセンター
------	--

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や老朽化・耐震化の状況、地区住民や関係団体と協議をしながら改修や配置見直しの取組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化も含めて検討します。 ・民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。 ・岩館生活改善センターについては、地域コミュニティ拠点及び地域住民の一時避難所の役割を果たすため、除却を行い新たに岩館地区コミュニティセンターとしての整備を検討します。
------	--

(2) 社会教育系施設

対象施設	椿銀山山神社
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んで危険な状態になりつつあることから、解体撤去の方向で町文化保護審議会に諮っていきます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

対象施設	高齢者コミュニティセンター 湯っころんど、御所の台ふれあいパーク野球場トイレ、八森土床体育館、峰浜土床体育館、本館地区自然資源等活用促進型交流促進施設(夕映えの館)、本館地区文化継承交流施設(ソバ打ち体験館)、岩館地区農林漁業体験交流施設(漁火の館)、八峰町休憩施設(鹿ノ浦休憩所)、森林科学館、木工体験館、ハタハタ館、動植物観察館(溪流観察館)、バーベキューハウス、御所の台オートキャンプ場、体験交流センター(白神ふれあい館)、岩館体育館、八峰町峰浜野球場トイレ・倉庫、八森体育館
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や老朽化・耐震化の状況、地区住民や関係団体と協議をしながら改修や配置見直しの取組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。 ・民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

3. 産業系施設

対象施設	八峰町農林水産物直売施設(ぶりこ)、ガラス温室(籠田)、ガラス温室(田中)、ガラス温室管理事務所(田中)、ふれあい農園、広場等利用施設(花の家)、清浄海水供給施設、中間育成施設、野菜集出荷施設、おらほの館、八森観光市、八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設、薬用植物収穫調整施設
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や老朽化・耐震化の状況、関係団体等の実情を考慮して改修や配置見直しの取組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。 ・民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

4. 福祉系施設

(1) 子育て支援施設

対象施設	子育て支援センター
基本方針	・児童数の推移を見据えつつ、更新や用途廃止を検討します。施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。

(2) 保健・福祉施設

対象施設	八森保健センター、埴川健康センター
基本方針	・人口減少に伴う、利用需要の変化や地区の実情を考慮して施設のあり方を検討します。

(3) 医療施設

対象施設	町営診療所、町営歯科診療所、ハタハタの町診療所（八森保健センター内施設）、町営診療所埴川分院（峰浜埴川健康センター内施設）
基本方針	・人口減少に伴う、利用需要の変化や地区の実情を考慮して施設のあり方を検討します。

5. 行政系施設

(1) 庁舎等

対象施設	役場庁舎・付属施設
基本方針	・本庁舎は、防災時の拠点となることを踏まえ、計画的に点検や改修等を行い、老朽化対策に努めます。

(2) その他行政系施設

対象施設	消防詰所、倉庫、車庫
基本方針	・消防詰所、倉庫、車庫については、計画的に点検や改修等を行い、長寿命化を推進します。また、老朽化が著しいものについては解体を検討します。 ・第15分団機器置場については、除却を行い岩館地区コミュニティセンターの一部としての整備を検討します。

6. 公営住宅

(1) 公営住宅

対象施設	夕凧団地、夕凧第2団地、観海団地、かもめ団地、松波団地、埴川団地
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・入居率や老朽化等の状況を考慮しながら、住宅の更新や統廃合を進めることにより、適正な管理戸数の維持・確保を進めます。 ・日常点検を行うとともに、予防保全的な修繕管理を実施します。 ・団地、住棟単位の修繕履歴データを整理し、履歴を確認できる仕組みを構築するよう努めます。
既存の個別計画	・八峰町町営住宅長寿命化計画（令和元年10月）

(2) 地域活性化住宅

対象施設	夕凧団地
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・入居率や老朽化等の状況を考慮しながら、住宅の更新や統廃合を進めることにより、適正な管理戸数の維持・確保を進めます。 ・日常点検を行うとともに、予防保全的な修繕管理を実施します。 ・団地、住棟単位の修繕履歴データを整理し、履歴を確認できる仕組みを構築するよう努めます。
既存の個別計画	・八峰町町営住宅長寿命化計画（令和元年10月）

7. 都市基盤施設

(1) 公園

対象施設	御所の台ふれあいパーク（屋外音楽堂、休憩所、便所等）、中央公園（休憩所、便所）、ポンポコ山公園（バンガロー、倉庫、便所等）
基本方針	・公園施設については、計画的に点検や改修等を行い、長寿命化を推進します。また、老朽化が著しいものについては解体を検討します。

(2) その他都市基盤施設

対象施設	八峰町緑地等管理中央センター、八峰町休憩施設(道の駅お殿水休憩所)、いこいのロッジ、母谷山レクリエーション施設、公衆便所
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や老朽化・耐震化の状況を考慮して配置見直しの取組みを進めます。また、老朽化が著しいものについては改修や解体を検討します。 ・公衆トイレについては、利用状況と必要性を把握しながら適切な維持管理に努めます。

8. その他の施設等

対象施設	老人肉用牛センター、旧産業振興課等、旧峰浜庁舎車庫、旧岩子子ども園、旧石川子ども園、旧観海子ども園、旧八森小学校、旧岩子小学校、旧八森中学校、旧岩館小学校、旧埴川小学校、旧峰浜商工会館、八峰町サケふ化場、旧リフレッシュハウス、旧農林水産物処理加工施設、旧埴川子ども園、旧沢目子ども園
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・統廃合により廃校となった学校施設については、財産管理及び地域への貢献などを考慮しながら、他の公共施設等への転用のほか、公募等による民間への売却、譲渡、貸付を検討し、需要がなければ安全管理の面から順次解体することとします。 ・用途廃止された未使用施設については、他の公共施設等への転用のほか、公募等による民間への売却、譲渡、貸付を検討し、需要がなければ安全管理の面からも計画的に解体することとします。

9. 道路

対象施設	1級町道、2級町道、その他町道
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した「舗装の個別施設計画」に基づき、路面の損傷具合や利用状況を考慮し優先順位を決めて管理することで、維持修繕費の平準化を図ります。 ・継続的な利用が確実に見込まれる道路については、法定点検のほか、予防保全型維持管理の視点にたって、必要に応じて任意の調査・点検を実施していきます。 ・道路をできる限り健全な状態で使用する認識のもと、日常点検や定期的な点検により状態的確な把握に努め、早期段階に予防的な修繕を実施することで長期にわたる機能の保持と維持管理コストの削減を図ります。 ・舗装の維持管理、修繕、更新等を実施するとともに、必要に応じて個別に計画を策定し道路の長寿命化を図ります。
既存の個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設維持管理の「基本方針」と「実施計画」（平成25年12月） ・舗装の個別施設計画（令和3年3月）

10. 橋りょう

対象施設	74橋
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・既に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋長15m以上の橋りょうに「予防保全型」、15m未満の橋りょうについては、「対症療法型」の管理手法をそれぞれ適用して維持管理します。 ・定期点検によって得られた結果に基づき、橋りょうの老朽化に伴う劣化や塩害による損傷を早期に発見するとともに健全度を定期的に把握していきます。 ・道路ネットワークの利便性・安全性を確保するために、橋りょうの健全度と橋りょう特性（路線・地域）評価により整備優先順位を決定し計画的・持続的な維持管理を行っていきます。また、計画は適宜見直しを図り、精度の向上を図ります。

既存の個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁長寿命化修繕計画（平成24年3月） ・橋梁長寿命化修繕計画（令和3年2月）
---------	---

1.1. 上水道

対象施設	八森地区簡易水道、峰浜地区簡易水道
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検などを継続的に実施し、適切な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、長寿命化を推進することでトータルコストの最小化に努めます。また、老朽化が著しいものについては解体撤去を検討します。

1.2. 下水道

対象施設	八森処理区公共下水施設（八森浄化センター）、沢目処理区公共下水施設（沢目浄化センター）、石川地区農業集落排水処理施設、岩子・大久保岱地区農業集落排水処理施設、埴地区農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始依頼、処理施設の運転管理は、維持管理専門業者による運転管理を行い、各種点検についても専門業者に委託管理しており、定期的な日常点検及び月例点検などを実施しています。今後も引き続き、定期的な日常点検及び月例点検などを継続的に実施し、適切な維持補修に努め、処理場の機能維持及び延命化を図っていきます。
既存の個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・八森浄化センター長寿命化計画（平成28年3月） ・沢目浄化センター長寿命化計画（平成29年3月）